

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

都道府県名： 福島県
 農業委員会名： 新地町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 643 |
| 自給的農家数 | 252 |
| 販売農家数 | 391 |
| 主業農家数 | 46 |
| 準主業農家数 | 67 |
| 副業的農家数 | 278 |

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 529 |
| 女性 | 254 |
| 40代以下 | 41 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 74 |
| 基本構想水準到達者 | 2 |
| 認定新規就農者 | 4 |
| 農業参入法人 | 8 |
| 集落営農経営 | 3 |
| 特定農業団体 | 1 |
| 集落営農組織 | 2 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 耕地面積 | 854 | 359 | - | - | - | 1,210 |
| 経営耕地面積 | 809 | 233 | 141 | 28 | 17 | 1,042 |
| 遊休農地面積 | 3.8 | 26 | 26 | | | 29.8 |
| 農地台帳面積 | 879 | 548 | 524 | 17 | 7 | 1,427 |

(不合理的理由)

合計値が一致しない

項目間の合計値が一致しない

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H. 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | |
| 農業委員数 | | | | | | | |
| 認定農業者 | | | | | | | |
| 女性 | - | | | | | | |
| 40代以下 | - | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R. 3年 7月 7日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | - | 7 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 0 |
| 女性 | - | 0 |
| 40代以下 | - | 0 |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 10 | 10 | 7 |

* 現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 1210 ha | 588.6 ha | 48.6% |
| 課 題 | 海外の農産物との競争に加え、農家の高齢化や後継者不足、東日本大震災の津波被害・福島第1原発事故による風評被害、被災農家の営農再開へ意識の低下、資金不足など、農業を取り巻く環境が厳しく地域の農業を担う者が減少傾向にあることから、各地区の状況に合わせた担い手の育成・確保が急務である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|--|----------|-----------|--------|
| 目 標 | 集積面積 | 590.0 ha | (うち新規集積面積 | 1.4 ha |
| | 目標設定の考え方: 東日本大震災、原発事故の風評被害を考え現状維持。 | | | |
| 活動計画 | 2月: 町農林水産課で実施する農業座談会において、農地保有合理化事業、農地利用集積促進事業等を活用の周知広告し担い手へ利用集積を促進する。 随時: 農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用相談を行う。 | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|-------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 4 経営体 | 0 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0 ha | 2.5 ha | 0 ha |
| 課 題 | 海外の農産物との競争に加え、東日本大震災による津波被害・福島第1原発事故による風評被害・資金不足など、農業を取り巻く環境が従来にも増して厳しい。このようなことから、農業で生計を立てて行くことが難しく、新たな農業の担い手が育成・確保できないのが現状である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|--------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 0.5 ha |
| 活動計画 | 随時: 新規就農の随時相談、新規就農者の補助金活用の案内、農地あっせんの推進、あっせん候補農地のデータ化、町・JAと連携して新規就農者の情報共有を図る。 2月: 町農林水産課で開催予定の農業座談会において、各地域の農家との情報交換を行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 1210 ha | 29.8 ha | 2.5% |
| 課 題 | 農業者の高齢化など農業を取り巻く環境が厳しいうえに、東日本大震災の津波被害・福島第一原発事故による風評被害により、経営が成り立たない農家が多く、離農者の増加や耕作放棄地の増加が懸念される。鳥獣有害の増加も懸念される。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|---|--|--------------|---------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 1 ha | | | |
| | 目標設定の考え方: 東日本大震災による津波被害及び原発事故による風評被害の影響を考え、現状の把握と新たな耕作放棄地の発生防止に重点を置く。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 20 人 | 7月～10月、1月～3月 | 10月～11月、2月～3月 |
| | 調査方法 | 町内を7地区に分け、それぞれの担当農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局職員で遊休農地を調査する。また、遊休農地の非農地の該当有無も調査する。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 11月～1月 | 2月～3月 | |
| その他 | 利用状況調査と兼ねて荒廃農地調査を行う。 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|---|-----------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1210 ha | 0 ha |
| 課 題 | 復興・生活再建が進んでいる中で、違反転用の可能性も高まると予想される。農地転用制度や手続きといった認知不足も見られることから、農地法制度の周知徹底が必要。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 7月～10月、1月～3月: 利用状況調査と兼ねて農地パトロールを実施する。 2月: 町農林水産課で開催予定の農業座談会において、農地転用制度の周知を行う。 随時: 農地転用の事前相談(農地法許可の可能性を調査する)。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入